千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県水道局中期経営計画(以下「計画」という。)の事業等の達成状況 について、客観的な評価を得るため、学識経験者等により構成する千葉県水道 局中期経営計画事業等評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画に掲げられて水道局で評価を行った事業等のうち、水道局長が要請したものについて審議し、意見の具申を行うこと。
 - (2) その他委員会が必要と認めた事項について審議し、意見の具申を行うこと。

(組織及び委員)

- 第3条 委員会は、7名以内の委員で組織する。
- 2 委員は、水道局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、5年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長を置き、委員長は委員会を総括する。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務 を行う。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、会議における審議の結果を取りまとめるものとする。 なお、評点で議事を決する必要がある場合には、出席委員の過半数で決する ものとし、可否同数のときは委員長が決するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年2月22日から施行する。